

子ども医療費の助成内容

18歳到達年度末までのお子さまの 保険診療の自己負担分を市が助成します

文書料・予防接種など保険が適用されないものは助成対象外です。
※令和2年8月診療分より、子ども医療費の助成を拡大しました。

子ども医療

入院：自己負担分〔全額〕を助成します。

通院：自己負担分〔全額〕を助成します。

※〔食事療養費〕(未就学児のみ)を助成します。

※子ども(出生の日から18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある者)

助成の受け方

〔子ども医療費受給者証〕を交付します

病院・薬局など医療機関等へ受診する時は

健康保険証・**子ども医療費受給者証**

をご提示ください

窓口負担は〔無料〕になります。

ただし、下記のとおり受給者証を使用できない場合は、
国保医療課より助成対象額を支給します。

申請方法：右記「支給申請の方法」をご覧ください。

- ・県外での受診
- ・入院時食事療養費(未就学児のみ)
- ・受給者証未提示での受診
- ・コルセットなど治療用装具の作製

支給申請の方法(県外受診など)

県外受診など受給者証を使用できない場合は
助成対象額を支給します

申請場所

北名古屋市役所 国保医療課(東・西庁舎)
月～金曜日(祝日・閉庁日を除く)8:30～17:15

持ちもの

- ・領収証(原本 医療点数が記載されているもの)
- ・健康保険証
- ・子ども医療費受給者証
- ・印かん
- ・通帳(振込先のわかるもの)

※申請月の翌月22日頃に振込みます。

※※※ 注意事項 ※※※

治療用装具を作製された方へ

北名古屋市国保加入者「医師の証明書」をお持ちください。
北名古屋市国保加入者以外 先にご加入の健康保険に申請
していただき、「医師の証明書」「支給決定通知等入金額
が分かるもの」「領収書」をお持ちください。差額自己
負担分を支給します。

高額療養費に該当する方へ(北名古屋市国保加入者以外)

「支給決定通知等入金額が分かるもの」をお持ちくだ
さい。差額自己負担分を支給します。
高額療養費のお問い合わせはご加入の健康保険へ。

保険証を提示できず10割(全額)支払われた方へ

(北名古屋市国保加入者以外)先にご加入の健康保険に申請
していただき、「支給決定通知等入金額が分かるもの」
及び領収書をお持ちください。差額自己負担分を支給
します。

支払額について 保険診療点数をもとに計算しますの
で、自己負担分(領収書の金額)と数円の誤差が生じ
る場合があります。

時効について 申請書の提出期限は、医療費を支払っ
た日の翌日から5年間です。

ご来庁が困難な方へ 郵送での申請も可能です。詳し
くは市ホームページをご覧ください。

こんな時は届出・申請を

転職される方、された方へ

健康保険証に変更があった場合は速やかに届出をし
てください。(持ちもの:健康保険証・子ども医療費受給者証)
※郵送での手続きは市ホームページをご覧ください。

社会保険に加入されている方へ(協会けんぽを除く)

受給者証を取得した時、健康保険証を変更した時は、
ご加入の健康保険担当者へ〔子ども医療〕を受給して
いることをお伝えください。高額療養費支給事務にお
いて、医療費助成の受給資格の有無が必要になります。
届出・お問い合わせはご加入の健康保険へ。

市内でお引越しをされる方へ 受給者証の住所変更
をいたしますので、届出をしてください。

(持ちもの:健康保険証・子ども医療費受給者証)

市外へお引越しをされる方へ 受給者証を回収いた
しますので、届出をしてください。

(持ちもの:健康保険証・子ども医療費受給者証)
資格喪失後に受給者証を使用された場合は、助成分を
市に返還していただきます。

ご加入の健康保険から高額療養費(付加給付金)が

支給された方へ 受給者証を使用された医療費に対し、
ご加入の健康保険から高額療養費等が支給された場合
は、医療費を市に返還していただきますので、国保医
療課までご連絡ください。

学校でケガをされた方へ 学校管理下での災害(負傷、
疾病等)については、教育委員会で加入している「災害
共済給付制度」をご利用ください。条件により対象外
の場合は、子ども医療費助成制度を申請してください。
申請・お問い合わせは各小中学校または学校教育課へ。

自閉症状群と診断された方へ 障害者医療費受給者
証を交付します。申請には診断書が必要となります。
詳しくは国保医療課までお問い合わせください。

～・～ ご協力ください ～・～

健康保険証や受給者証が変わった場合

医療機関等（病院、薬局など）の窓口にて、その旨を伝えてください。

医療機関等からの誤請求を減らすことができます。

高額な医療を受ける場合

「限度額適用認定証※」を医療機関等の窓口にて提示してください。

健康保険から被保険者へ支給される高額療養費を、市に返還していただく手続きを省くことができます。

※ご加入の健康保険へ「限度額適用認定証」の交付申請が必要です。医療機関で精算される前に交付を受けてください。

ジェネリック医薬品の活用について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は新薬と同等の品質でありながら、安いのが特徴です。ジェネリック医薬品を選ぶことは、家計にやさしく、増え続ける医療費を抑えることにつながります。まずは、医師・薬剤師にご相談ください。

ご協力ください

同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や、急病などでやむを得ない場合以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けてください。



子

R2. 8

受給者証の交付を受けた方へ

医療費助成制度のご案内

[子ども医療]

北名古屋市

市民健康部 国保医療課

所在地 [西庁舎]

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地

所在地 [東庁舎]

〒481-8501 北名古屋市熊之庄御・60 番地

電話番号

(0568) 22-1111 (代)

ファクシミリ

(0568) 24-0003

電子メール

kokuho@city.kitanagoya.lg.jp